

屋内交流広場における新型コロナウイルス 感染拡大防止のための利用方法について

1. 来場者への対応

(1) 下記症状・該当者の来場制限

- ① 風邪症状（咳、くしゃみやのどの痛み）
- ② 37.5℃を超える発熱者（平熱には個人差があることに留意し、入館の制限では、当事者の平熱を確認して総合的に判断する）
- ③ だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ④ 突発性の嗅覚障害・味覚障害の自覚のある方、咳・痰の症状がある方
- ⑤ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ⑥ 学校や職場等で感染者が発生し、自宅待機・外出自粛要請等があった方
- ⑦ 国・都道府県等において、県をまたぐ往来の自粛要請がある地域の方
- ⑧ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、ならびに当該在住者との濃厚接触がある方
- ⑨ マスク未着用の方（未就学児は除く）
- ⑩ その他体調が思わしくない方

(2) 来場者への要求事項

- ① マスクの着用（未就学児は除く）
- ② 「新しい生活様式」に即した行動（対面での会話等）
- ③ 入場出入口でのアルコールによる手指消毒の実施
- ④ 入館時において検温の実施
- ⑤ 緊急事態宣言およびまん延防止重点措置が発出された場合は、利用確認書記入
- ⑥ 施設見学の制限
 - ア 利用制限時の施設見学は中止

2. 一般利用における感染防止対策

(1) 利用中止や制限する設備等

- ① 利用を中止する設備等
 - ア 冷水器
- ② 利用を制限する設備等
 - ア ぴよんぴよんトランポリン
 - ・ 人数制限：密にならない程度
 - イ どきどきスカイネット
 - ・ 人数制限：密にならない程度
 - ・ 会話の制限（特に大声での会話）
 - ウ のびのび広場
 - ・ 貸出物品：ターゲットボール、玉入等
 - ・ 貸出時間：1回30分
 - ・ 貸出限度：1人1回1種まで

- ・ 受付による貸出対応
- ・ 貸出物は消毒し貸し出す
- エ よちよち広場
 - ・ 人数制限：密にならない程度
- オ るんるん広場
 - ・ 人数制限：密にならない程度
- カ わくわくアスレチック
 - ・ 人数制限：密にならない程度
- キ 砂場
 - ・ 砂場の遊具については、受付による貸出対応とし、スコップとバケツのみとする
 - ・ 貸出物は消毒し貸出し、返却時も消毒を行う
- ク もくもく広場
 - ・ 木製プールのボールについては平日：2回、土日祝日：3回、消毒済みのボールに入れ替えを行う

(2) 入場制限について

① 館内定員の変更

- ア 館内定員を80組とする
- イ 制限実施時はSNS・HP等にて周知を行う
- ウ 制限実施時の待機場所は、のびのび広場を使用し、間隔を空けて待機する
 - ・ 30分前よりのびのび広場入口側半面を待機場所として開放
(放送により利用者案内)

(3) 受付

- ① ビニールカーテンの設置
- ② 金銭や利用券等の受け渡しはトレーを使用
- ③ フロアーマーカーを設置し、間隔は2mを目安に(最低1m)距離を保つ
(券売機使用および受付時)
- ④ 自動販売機、券売機等の除菌清掃の実施(1日3回)

(4) 更衣室

- ① 「密」を防止するため、下記の事項を実施
 - ア ロッカー使用個数の減による「距離」の確保
 - イ 密にならない程度
 - ウ 利用予測の配信による密集防止
- ② 機械換気による24時間換気
- ③ 空間除菌剤の設置
- ④ ドアノブ、手すり、ロッカー等の除菌清掃の実施(3hに1回)
- ⑤ 感染予防対策に関する掲示物
 - ア 手洗いの徹底について
 - イ 咳エチケットについて
 - ウ 施設の取り組み状況について
 - エ ソーシャルディスタンス関連

(5) 各エリアについて

① 2階及び3階遊具エリア

- ア 24時間換気を行い、必要に応じて窓等を開け換気を強化する（1hに1回程度）
- イ 遊具の除菌清掃の強化（1.5hに1回）

② のびのび広場

- ア 窓等を開けて換気の強化を行う（1hに1回程度）
- イ 遊具の除菌清掃の強化（1.5hに1回）

③ すくすく広場（飲食スペース）

- ア 機械換気による24時間換気及び窓等開放による換気の実施
- イ 机等の除菌清掃の実施（1.5hに1回）
- ウ 机の使用個数の削減による「距離」の確保
- エ 感染予防対策に関する掲示物
 - ・ 手洗いの徹底について
 - ・ 咳エチケットについて
 - ・ 施設の取り組み状況について
 - ・ ソーシャルディスタンス関連

3. 団体利用における感染予防策（イベント以外）

(1) 9:00~17:00の利用について

① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）

- ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼

② 利用前に事前打合せを実施

③ 入館前に体調確認（検温等）を実施し、施設管理者に報告すること（利用確認書提出）

④ 更衣室利用について密にならない程度とし、必要に応じて分散入場及び利用の依頼・調整

⑤ 休憩スペースはゾーニングを実施し、ソーシャルディスタンスの実施依頼

⑥ マスク着用（未就学児除く）及び入館時の手指消毒の実施

⑦ のびのび広場西側の出入口から、分散して、入館退館する（一般利用者との接触をしないようにするため）

※ 下足用ブルーシートを敷く

⑧ 持ち込み物品（音響、遊具等）の消毒の実施

(2) 17:00~21:00の利用について

① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）

- ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼

② 密集・密接にならない程度の利用人数となるよう対応依頼

③ 入館前に体調確認（検温等）を実施し、施設管理者に報告すること（利用確認書提出）

④ 更衣室利用について密にならない程度とし、必要に応じて分散入場及び利用の依頼・調整

⑤ 休憩スペースはゾーニングの実施しキープディスタンスの実施依頼

⑥ 入館は個別の入場を避けて、参加者が揃った状態で入場

⑦ 持ち込み物品（音響、遊具等）の消毒の実施

⑧ 会話の制限（極力会話は控えていただく）

4. イベント等の感染防止対策

(1) 利用人数等の制限（「または」の場合は人数が少ない方が上限）

- ① 参加人数が 5,000 人を超える場合かつ収容率が 50%を超えるイベントについては、感染防止安全計画を策定し、石川県の確認を受けることとする
- ② 感染防止安全計画を策定するイベント等
 - ア イベント等開催の 2 週間前を目途に石川県に感染防止安全計画を提出し、イベント等終了後 1 か月以内に結果報告書を石川県に提出すること
 - イ 人数上限 10,000 人または収容人数の上限を 100%とする
 - ウ 感染防止安全計画を策定したイベント等については、大声での声援等がないことを前提とする
- ③ 感染防止安全計画を策定しないイベント等
 - ア 人数上限 5,000 人または大声での歓声がない場合は収容人数の 100%、大声での歓声が想定される場合は収容人数の 50%以内とする
 - イ 石川県が定める様式に基づき感染防止策等を記載したチェック表を主催者が作成し保管、HP 等で公表することとし、チェックリストをイベント等終了日より 1 年間保管すること
- ④ これまでのイベント等開催（全国的移動を伴う又は、1,000 を超える）については、石川県の事前相談は必要ないものとする
- ⑤ 親子アスレチックゾーンの利用については別途協議し利用についての可否を決定する

(2) 主催者における参加者への対応

- ① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）
 - ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼
- ② マスクの準備等（準備できない場合は未着用者に対して入館制限等を行う）
- ③ 感染予防対策用具の準備（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
- ④ 当日の体調確認（体温等）を実施し施設管理者に報告（利用確認書の提出）
- ⑤ イベント等開催 2 週間前における 1. 来場者における対応（1）①～⑦の把握
- ⑥ 休憩スペース等のゾーニングおよびソーシャルディスタンスの推進
- ⑦ 大声による声援は禁止とし、会話についても控え、会話をする場合はマスクを着用

(3) 主催者による観覧者への対応

- ① マスクの準備等（準備できない場合は未着用者に対して入館制限を行う）
- ② 観戦予防対策用具の準備（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
- ③ 上記（1）を目安に参加者や役員等の人数を考慮し、観客人数の制限を実施
- ④ 観客席の利用制限（人と人との間隔確保）

(4) 指定管理者主催のイベントの対応について

上記（1）～（3）を基本とし下記の事項に留意する

- ① すくすく広場
 - ア 3密とならないよう十分なスペースを確保する
 - イ 窓、廊下の窓を開放し換気を十分に行う
 - ウ 講師及び参加者はマスクの着用（未就学児除く）及びアルコール消毒の実施
 - エ 換気のため窓等を開放しているので、重ね着などで体温管理を行っていただく

② のびのび広場

- ア 人数制限及び時間制限の実施
- イ 3密とならないよう十分なスペースを確保する
- ウ 窓、廊下の窓を開放し換気を十分に行う
- エ マスクの着用（未就学児除く）及びアルコール消毒の実施
- オ 換気のため窓等を開放しているので、重ね着などで体温管理を行っていただく

5. その他の感染防止対策

(1) トイレ

- ① 洗剤の設置
- ② 「手洗い方法」の掲示
- ③ マイタオルの持参依頼
- ④ 消毒の実施（1日2回）

(2) 共用スペース

- ① ドアノブ、手すり、テーブル、椅子、自動販売機の消毒（1日2回）
- ② ソーシャルディスタンスの実施（机・椅子の設置方法）
 - ア 間隔は2mを目安に（最低1m）距離を保つ、対面できないよう椅子を設置
- ③ 見学者の制限

(3) 嘔吐物処理

- ① 発見した際は、責任者へ報告
- ② 監視体制に準じ、各階に設置してある処理セットにて対応する
 - ア 2名体制の場合 1名監視 1名対応
 - イ 3名体制の場合 2名監視 1名対応
- ③ 感染拡大防止のため、立ち入り禁止エリアの設置を行う
- ④ 嘔吐した子については、子供の手洗い・消毒、着替えはトイレにて行うよう依頼する
また、使用後のトイレは消毒を行う

6. 自主事業における感染防止対策

(1) 入退館時の対応

- ① 入館時の共通事項として「1. 来場者の対応」に準ずる
- ② 自主事業参加者による更衣室の「密集・密接」避けるための対策
 - ア ロッカーの使用中止
 - イ ご家庭でウェアを着用しての来館
- ③ 当日の体調確認（体温等）を実施し、施設管理者に報告すること（利用確認書提出）

(2) 教室実施時の対応

- ① 待機及び体操については十分な距離を保ち、会話制限をする
- ② 利用する器具は、個人所有器具を利用し、事業展開を行う。また、共通で使用する器具については、教室前後に消毒を実施する
- ③ 多目的広場については、常時換気を行っているため、ウェアの重ね着等で体温管理を行う
- ④ タオル、水筒等の共用は禁止とする

- ⑤ 当日の体調確認（体温等）を実施
- (3) コーチの対応
 - ① 指導前後の手洗い、うがいの実施
 - ② 原則マスクの使用
 - ③ 参加者同士や参加者との十分な距離を保てるような指導の実施
 - ④ 体調不良者が発生した場合は速やかに利用を中止させ、保護者等に連絡
- (4) 保護者の見学対応
 - ① 保護者の見学については下記のとおり依頼・調整
 - ア 見学者は入館前に体調確認（検温等）を実施
 - イ 会話の制限（極力会話は控えていただく）
 - ウ 密にならないように保護者同士また、スクール生との2mを目安に（最低1m）距離を保つ

7. 従業員への感染防止対策

- (1) 出社前
 - ① 検温・体調報告の実施
 - ア 37.0℃以上の場合は上長へ報告し判断を仰ぐ
 - イ 37.5℃以上は自宅待機および外出自粛
 - ウ 1.来場者への対応（1）に準じた体調確認の実施
- (2) 出社時
 - ① マスクの着用
 - ② セーフティークラス
 - ③ 手洗い、うがいの実施
 - ④ 検温表の記入
- (3) 勤務中
 - ① マスク着用
 - ② 定期的な手洗いうがいの実施
 - ③ 多数の職員の使用する物品は適宜消毒を行う

8. 感染者の発生時

- (1) 感染者疑いや濃厚接触者が来場者した場合
 - ① 氏名、緊急連絡先等を把握した上で、速やかに退館（帰宅）を依頼し、待機する場合は隔離できる部屋にて待機してもらう
 - ② 所管課および保健所に連絡し指示を仰ぐ
 - ③ 7日間以内の利用歴の確認
 - ④ 教室参加者の場合は濃厚接触の疑いがある指導者については自宅待機要請
- (2) 感染者が発生した場合
 - ① 保健所から報告があった場合は、速やかに所管課に報告し、休館等の対応協議
 - ② 利用者からの感染報告があった場合は保健所および所管課に報告し、指示を仰ぐ
 - ③ 濃厚接触者の割り出しおよび連絡（連絡については保健所の指示を仰ぐ）
 - ④ 消毒の実施

⑤ 営業再開については所管課および保健所の指示に従う

施行：令和2年 6月 1日

改訂：令和2年 7月 1日

改訂：令和2年 7月 10日

改訂：令和2年 10月 23日

改訂：令和4年 1月 24日

改訂：令和4年 2月 9日

改訂：令和4年 10月 1日